

意見提出手続

旭経総第119号
令和8年6月 日

市民の皆様へ

旭川市長 今津寛介
(経済部経済総務課担当)

「旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン
及びゾーニングマップ（案）」に対する意見等の募集について

本市では、地上に設置する太陽光発電や陸上風力発電について、地域や環境に配慮した形で再生可能エネルギーを導入していくための計画を進めています。この取組により、クリーンエネルギーを基盤とした新しい産業や技術の発展（GX：グリーントランスフォーメーション、DX：デジタルトランスフォーメーション、AI技術の活用）を目指しています。

そこで、太陽光発電や陸上風力発電の設置が可能なエリアを示した「ゾーニングマップ（案）」と、これらの設備を設置する際のルールを定めた「ガイドライン（案）」を策定しております。

つきましては、旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン及びゾーニングマップ（案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和8年6月15日（月）～令和8年7月20日（月）

2 意見募集のテーマ

「旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン及びゾーニングマップ（案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
旭川市経済部経済総務課GX担当
電話：0166-25-9798 FAX：0166-24-7833
電子メール：keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

（裏面に続きます。）

(表面より)

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
※ 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
※ 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。
※ 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れるか、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※ 「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

ア 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

イ 意見提出者の区分 ～ 「意見書」を御覧ください。

ウ 意見提出手続の対象施策の案の名称 「旭川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン及びゾーニングマップ（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、経済部経済総務課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報は除く。）。

【注意事項】

- ※ 匿名の意見、本施策と無関係な意見、賛否のみの意見は、回答・公表・計上の対象とはいたしません。
- ※ 個別に要望等がある場合は、意見提出手続とは別に担当課又は広報広聴課にお寄せください。

【意見提出者の区分】

1 から 5 までのうち、該当するもの一つを丸で囲み、() 内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
・氏名 () ・住所 (旭川市)
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体
・事務所・事業所の名称 ()
・所在地 (旭川市)
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方
・勤務先の名称 ()
・所在地 (旭川市)
- 4 市内にある学校に在学している方
・学校の名称 ()
・所在地 (旭川市)
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方
・利害関係の内容 ()

個別回答の要否	要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> ※ 個別の回答を希望する方は、「要」にチェックを記入してください。
---------	---

※ 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。